光触媒材料空気浄化性能試験	ＪＩＳ　Ｒ1701－1
抗かび性試験	ＪＩＳ　Ｌ1921

備考　この表の（ロ）の欄には、（ロ）の試験方法を引用しているＪＩＳを含むものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行の際現に改正前の工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第一条ただし書に基づく一区分として扱う試験方法を定める件（平成二十八年経済産業省告示第二百二十二号。以下「旧告示」という。）により、旧告示別表の（イ）の欄の試験方法の区分について工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第五十七条第一項又は第六十五条第一項の登録（以下単に「登録」という。）を受けている試験事業者の試験所は、当該試験方法の区分に対応するこの告示の別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録を受けているものとみなす。

3　この告示の施行の際現に旧告示別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録の申請を行っている試験事業者の試験所は、当該試験方法の区分に対応するこの告示の別表の（イ）の欄の試験方法の区分について登録の申請を行ったものとみなす。

○国土交通省告示第百六十六号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）第五条の規定により、次に掲げる資格を、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格として登録したので、同告示第十四条第一項第一号の規定により、公示する。

平成二十九年三月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　登録年月日　平成二十九年二月二十四日

(二)　登録番号　品確技資第百六十二号

(三)　資格の名称　下水道管路管理主任技士

(四)　資格が対象とする区分

・施設分野　下水道管路施設

・業務　点検・診断

・知識・技術を求める者　管理技術者

(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）

・名称　公益社団法人日本下水道管路管理業協会

・代表者の氏名　長谷川健司

・住所　東京都千代田区岩本町二丁目五番十一号

(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所

・名称　公益社団法人日本下水道管路管理業協会

・所在地　東京都千代田区岩本町二丁目五番十一号

二　(一)　登録年月日　平成二十九年二月二十四日

(二)　登録番号　品確技資第百六十三号

(三)　資格の名称　１級土木技術者（海岸・海洋）コースＢ

(四)　資格が対象とする区分

・施設分野　海岸堤防等

・業務　点検・診断

・知識・技術を求める者　管理技術者

(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）

・名称　公益社団法人土木学会

・代表者の氏名　田代　民治

・住所　東京都新宿区四谷一丁目無番地

(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所

・名称　土木学会技術推進機構

・所在地　東京都新宿区四谷一丁目無番地

三　(一)　登録年月日　平成二十九年二月二十四日

(二)　登録番号　品確技資第百六十四号

(三)　資格の名称　１級土木技術者（流域・都市）コースＡ

(四)　資格が対象とする区分

・施設分野　海岸堤防等

・業務　点検・診断

・知識・技術を求める者　管理技術者

(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）

・名称　公益社団法人土木学会

・代表者の氏名　田代　民治

・住所　東京都新宿区四谷一丁目無番地

(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所

・名称　土木学会技術推進機構

・所在地　東京都新宿区四谷一丁目無番地

四　(一)　登録年月日　平成二十九年二月二十四日

(二)　登録番号　品確技資第百六十五号

(三)　資格の名称　上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ

(四)　資格が対象とする区分

・施設分野　橋梁（鋼橋）

・業務　点検

・知識・技術を求める者　担当技術者

(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）

・名称　公益社団法人土木学会

・代表者の氏名　田代　民治

・住所　東京都新宿区四谷一丁目無番地

(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所

・名称　土木学会技術推進機構

・所在地　東京都新宿区四谷一丁目無番地

五　(一)　登録年月日　平成二十九年二月二十四日

(二)　登録番号　品確技資第百六十六号

(三)　資格の名称　１級土木技術者（鋼・コンクリート）コースＡ

(四)　資格が対象とする区分

・施設分野　橋梁（鋼橋）

・業務　点検

・知識・技術を求める者　担当技術者

(五)　資格付与事業又は事務を行う者（法人）

・名称　公益社団法人土木学会

・代表者の氏名　田代　民治

・住所　東京都新宿区四谷一丁目無番地

(六)　資格付与事業又は事務を行う事務所

・名称　土木学会技術推進機構

・所在地　東京都新宿区四谷一丁目無番地